

都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

青葉美しが丘二丁目地区関連

| 分類 | 意見の要旨  | 件数 | 都市計画決定権者の見解   |
|----|--|----|---|
| 賛成 | <p>美しが丘の街並みの維持に配慮された提案と考察され、感謝いたします。ただ、一つA地区、B地区共に「建築物等の形態意匠の制限」に以下の項目を付け加えていただくよう提案いたします。</p> <p>(5)建築物の屋根及び外壁等は、緑豊かなゆとりある周辺的生活環境と調和した、落ち着いたある雰囲気デザイン、色彩、素材のものとする。周辺の雰囲気が一変するほどの大規模開発です。地元住民の関心度も高く、無機質な建築物は望んでおりません。公園に隣接する場所でもありますので、是非緑豊かな落ち着いた住宅街にふさわしい開発に横浜市が最後まで関わり、地元住民の意見の吸い上げにもご協力をお願いします。</p> | 1件 | <p>本地区計画案では、緑化の方針や建築物等の形態意匠の制限などにおいて、建築物、植栽及び周辺の景観が調和し、一体となるよう方針や制限を定めています。そのため、建築物と緑豊かなゆとりある周辺的生活環境との調和については、本地区計画案で実現できるものと考えています。</p> <p>具体的な建築計画については、今後決定される事業者と本市が協議・調整を行った上で、都市計画法に基づき、「地区計画の区域内における行為の届出制度」において計画内容の確認を行います。</p> <p>また、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」等の対象建築物が計画される場合には、当該法令等の手続の中で、事業者が建築計画の内容について、周辺住民へ説明する機会があります。</p> |